

## 第 4 回千代田区特別職報酬等審議会会議記録

日 時：平成 24 年 8 月 29 日（水） 時間：午前 10 時 30 分～12 時 15 分

場 所：千代田区役所 8 階 第三委員会室

出席者：（委 員） 8 名（定数 10 名、欠席 2 名：平委員、前川委員）

（事務局） 政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
武藤会長	<p>それでは、皆様、本日もご多忙のところ、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまから、第 4 回「特別職報酬等審議会」を開催いたします。</p> <p>本日は、平委員と前川委員は、所用のため欠席でございます。</p> <p>それから、番委員が、少し遅れるということでございます。</p> <p>初めに、前回、第 3 回会議の会議記録をお手元にお配りしてあります。皆様にご確認をいただき、訂正等がございましたら、来週 9 月 7 日までに事務局までご連絡ください。</p> <p>次に、資料をお配りしてございますので、事務局から説明をお願いいたします。</p>
総務課長	<p>それでは、早速、資料 1 の説明に入らせていただきます。</p> <p>これは、特別区の人事委員会勧告を参考に報酬額を試算したものでございます。前回、それを参考にしようということで承ったところでございます。</p> <p>まず、表の見方としましては、一番上の表、毎年の勧告率を乗じた場合、毎年積み上げて勧告率を乗じていった場合ということで、例えば、区長を例に説明をさせていただきます。</p> <p>平成 18 年 7 月を基準というところがありますが、前報酬等審議会の 21 年が据え置きだったので、報酬額は、18 年から変わっていないということになります。区長でいうと、地域手当相当分を組み込んだ額を計算基礎となる額、月額 129 万 4,000 円で載せています。</p> <p>21 年 8 月、右側の方も同じ据え置きですから、その額が基礎となる額ということになります。</p> <p>それでは、区長でいくと、平成 18 年に人事委員会勧告がマイナス 0.41% ということで、129 万 4,000 円に 0.41 をかけていくと、128 万 8,694 円というような同じやり方をして、平成 23 年まで勧告率を乗じていくと、平成 23 年では 127 万 7,384 円という形になります。</p> <p>それから、右の列のところですが、平成 21 年、前回の報酬審の諮問に基づいたやり方でいくと、21 年から積み上げていくと、21 年は 0.384 をかけて、128 万 9,082 円、平成 23 年は 128 万 2,643 円、こういった形で出てきます。副区長以下、同じ計算方法でございます。</p> <p>その次の段、平成 18 年若しくは 21 年から一気に勧告率を足してかけた場合ですが、そうすると、平成 18 年からの勧告率を加算した場合が、勧告率の合計でマイナス 1.29% ですので、127 万 7,695 円。</p> <p>それから、平成 21 年からの勧告を足した場合、勧告率だけを足していきますと、0.88%、金額にして 128 万 2,612 円、以下、同じようなやり方でございます。</p> <p>それで、一番下の表、現行額と試算額との比較でございます。これは、たまたま毎年の勧告率を乗じたものと、それから、一度に勧告率を合計して乗じた場合とが、100 円単位の違いだけでした。下 3 けたを全部カットしてしまうので、同じ額になりました。試算額との比較も 18 基準と 21 基準との比較で説明をします。</p> <p>区長の場合、18 年からの比較でいけば、先ほど申し上げました、127 万 7,000 円です。現行額との差が△ 1 万 7,000 円、年収では、現行（条</p>

武藤会長  
総務課長

例本則)との比較で、28万4,113円減額になる。これが、23区の順位でいくと、4位が10位になると、こういう見方をしていただければと思います。

21年からの比較でいくと、試算額が128万2,000円、現行額とのマイナスが1万2,000円、年収では、△20万550円。これが、年収の23区順位でいけば、4位から9位になるということでございます。

ちなみに、議長さんの場合、18年比較で△20万7,510円、これが23区でいくと1位から2位になる。21年で比較した場合も順位は同じというような形で、副議長、委員長、副委員長、議長は、大体10万から19万の範囲で減額になって、それでも23区の順位は1位に変わりないということになります。

資料1は、以上のおりでございます。

ずっと説明をしてよろしいですか。

お願いします。

資料2でございます。資料2は、各区の特別職報酬等審議会の答申状況、これは、平成21年度から平成23年度まででございます。前回お示しした資料の中は、23年のときのものしか載っていなかったの、これを3年間さかのぼって各区の状況を見たものでございます。

一番上の列に、特別区人事委員会の給与勧告の数字を載せてございます。平成21年度でいけば、給料月額は△0.38%、期末・勤勉は△0.35月というような形で見ていただければと思います。

3年間で報酬等審議会をやっているところと、やっていないところがあります。例えば、中央区でございます。平成22年のとき、23年のときの議員報酬額は、人事委員会勧告の数字をそのまま引っ張ってきているということになります。

また、江東区の23年度を見ていただきますと、22年は、報酬等審議会が未開催であったため、23年で、22年と23年を足した0.5%を議員報酬額からマイナスしているという形でございます。大体23区とも、すべてではないのですが、かなり人事委員会勧告の数字を基本に報酬額の改定を行っているという見方ができると思います。

そのほかに、裏の一番下に※印で書かせていただきましたが、期末手当や退職手当は、答申になくとも区長、議会の判断で改定をしている場合がございます。

資料2は、以上でございます。

次に、8月8日にあった人事院勧告の骨子でございます。給与勧告のポイントのみ説明をさせていただきます。

給与勧告のポイントとしては、月例給とボーナスとも改正なし。改正なしの理由につきましては、民間との較差が0.07%ということで、非常に較差が小さいので改定を見送ったということと、それから、国家公務員の給料は、特例措置として、平均0.78%、これは、閣議決定だと思っております。そこで、人事院の勧告とは別に、既に減額がされているというようなことを含めて、改定なしということでございます。

それから、期末・勤勉手当、いわゆるボーナスにつきましても、民間と均衡しているということで、改定はなしと。

それから、給与較差のかなり大きい50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するというので、55歳を超える職員は、標準の勤務成績で昇給を停止するというようなことです。

それから、高位からの昇格の場合は、昇格額を縮減するという勧告でございます。

あと、申し訳ございません。資料の訂正をさせていただきたいと思っております。

第1回会議資料の、特別区人事委員会勧告と区部消費者物価の推移で

	<p>ございます。これについては、平成 19 年と 20 年に公民較差の数字を載せてしまいました。実際には、改定はなしということですので、改めてその数字を改定なしということに訂正させていただきます。</p>
武藤会長	<p>資料は、以上でございます。</p> <p>それでは、事務局からご説明がございましたが、この資料についてのご質問、ご意見はございますか。</p>
総務課長 武藤会長 総務課長 武藤会長 総務課長 武藤会長	<p>1 点確認ですが、資料 1 のご説明のところ、合算をしていく場合のところで、資料の◇の 2 つ目ですが、人事委員会の勧告は、平成 18 年は -0.41% になっていて、19 年改定なし、で、21 年は -0.38、23 年は -0.2 となっていますが、平成 18 年の -0.41 の部分は、-0.41 を加えると、-1.29 になるんですね。平成 18 年から勧告率を加算した場合には。</p> <p>そのとおりでございます。</p> <p>なぜそうなるかという、21 年のときは。</p> <p>21 年は、改正なし、据え置きで。</p> <p>それは、18 年の -0.41 があつたけれども、据え置きにしたんですね。</p> <p>そうです。</p> <p>それは、18 年は、-0.41 となっていて、その 3 年間でトータルして考えなければいけないのに、前回は、19 年、20 年と改定がなかったということ、これを重視して、答申は、地域手当を組み込むだけにして改定をしなかった。</p>
総務課長	<p>実際に金額を変えたのは、いつなのかという、18 年の数字をずっと、報酬等審議会が開かれても据え置きという形を取ったので、この間の人事委員会の勧告というのはどうなっていたかというのを見たとしてということ。</p> <p>この前の議論では、確かに、前回の報酬等審議会のところから、今までのということで 0.88 という数字が出ていたんですけども、ちょっと考えてみると、この状況は、金額を改定したときがいつかという話であれば、18 年から改定がないと。</p>
武藤会長	<p>ということは、人事委員会勧告の減額のところを全部足していった場合のことでいくと、正確には、18 年基準を取った方が人事委員会勧告には即している、ということと理解していいですか。</p>
総務課長	<p>単純に数字だけでいけば、そうですけれども、それぞれ、18 年なり 21 年に報酬等審議会を開いていただいておりますので、どこを基点にするかというのは、今日の議論になろうかなと思います。</p>
武藤会長	<p>もう一つ確認ですが、そうすると、18 年のときの報酬審は、私がかかわっておりませんが、同じように 18 年も人事委員会勧告が出る前に答申を出して、改定なしとやったのではないかと思うんですけども。</p>
総務課長 武藤会長	<p>そのとおりでございます。</p> <p>そうすると、本当は前回のところで改定なしではなく、-0.41 を 3 年前だけでもとって加えておくべきだったんですけども、そのことを忘れてしまったので、今、気が付いたということになると、今年度全部、ちょっとそこまでさかのぼっていいのかなと思いますが、私は、18 年の基準で行くのがいいのかなというふうに思ったと、この資料を見ながら、どうぞ。</p>
水野委員	<p>23 年までの答申は、他の区は結構出ているんですね。ところが、24 年は、千代田区が初めてのわけ。ですから、千代田区の答申を、他の区はかなり参考にするだろうと、そう思うんです。ですから、とにかく国家公務員の方も、用途は別とて、思い切った減額をされていることだから、今、会長が言われた、やはり、平成 18 年を基準にしてやってみたって、一コンマ幾らなんでしょう。</p>
武藤会長	<p>-1.29 ですね。</p>

水野委員	そうですね、-1.29、大した金額にならないですね。ですから、これに当審議会として、最低基準、この1.29は、これは最低おやりいただくと、そういうことでお願いができればなと思うんですがね。
武藤会長	私も18年基準と21年基準と2つ出ている理由というのは、18年の-0.41をどういう形で考慮するかという話だと思います。
総務課長	どうぞ。 今、そのときに直しておくべきだったというお話があるんですが、そのときは、平成18年の答申のときは、特別区人事委員会の勧告は下がっていたんですけども、名目賃金が上がっていて、それから、消費者物価指数、その3つでご判断いただいたと、消費者物価指数は上がっていたんですね。ですので、そこは、しっかりご議論いただいて、±0という据え置きを決めたと、ここで忘れてしまったわけではない。
武藤会長	そうですか、だとすると、既に21年の段階で考慮しているんだったら、今、ここで再度考慮するものはまずいということになりますね。
総務課長	単純に数字だけを人事委員会勧告、金額を我々事務的にまとめたのが、数字が変わっているときは、いつなのかというところを見ただけで、人事委員会勧告後、全部金額が変わった後、尊重するとすれば、-1.29という積み上げになるというところがございます。そのときのご判断、21年のご審議の中では、特別区人事委員会は下がっているけれども、名目賃金と消費者物価指数が上がっているの、±0という据え置きの理由はしっかりあります。
武藤会長	そうですか。そのように考慮されているとなると、考慮した上で改定なし、据え置きにしたのであれば、ここで6年前の0.41を加えるのは、逆におかしくなりますね。
近藤委員	どうぞ。 1つ疑問があるんですけども、平成18年のときに考慮されていた、されないということがあったか、ないかは別にして、前回の審議会の答申で決めたわけですね。決めておいて、それよりも更にさかのぼるというのは、私はどうかと思いますね。前回の審議会は何だったのですかと、それを否定してしまっているのかなというのがありますから、あくまでも前回の審議会から今回までの間で考えるべきであって、そこを超えてさかのぼるというのは、そうすると、ずっと過去までどこかに間違いがないかという話もあるし、あとは、こういう原則が適用できるのかどうか分かりませんが、基本的に、給料、賃金というのは、これは請求権とは違うんでしょうけれども、2年ですから、2年しかさかのぼれないということになると、減額に2年以上さかのぼっているのかというのが、これは法的にはどうなのか分かりませんが、そういうのもあるので、ここはちょっと納得できないですね。
武藤会長	焦点は、近藤委員がおっしゃられたように、古いところまで見るかどうかということですね。やはり、前回の審議会も、私は余り頭になかったものですから、こういうことを全部足したということが、総合的に判断した中で、これをカウントしなかったということでもありますから、カウントしているのであれば、過去3年間だけ、前回の答申以降の変化だけを加えればよいということになるのかなと思います。
鎌倉委員	水野委員から、18年基準の方が望ましいというご意見も伺いましたけれども、それで、よろしいですか、21年基準でということで、水野委員、どうですか。18年基準と21年基準と、18年基準の方が望ましいというご意見でしたが、近藤委員からは、21年基準が望ましいというご意見がありましたので、21年の方で考えるということは、よろしいですか。
水野委員	前回の報酬審のときに、18年のは入っているという解釈で、だから、21年からと。 それじゃ、しょうがないな。

政策経営部長	そういうのを考えた上での判断ということ、消費者物価指数と併せて考えて据え置きということになったけれども、決して-0.41 を無視しているわけではないということ。
水野委員	前回のに入っているの。
政策経営部長	ええ、21年度の審議会のときに考慮する要素に入っています。
水野委員	それじゃ、ダブってしまうからまずいね。
鎌倉委員	あと、近藤委員がおっしゃった、2年間さかのぼってと、これは、3年になるわけでしょう、その違いはどうなんですか。
武藤会長	そこは、3年に一度しか、この審議会がないので。
近藤委員	特にこだわって言ったわけではないので、もう一つの疑問が、平成21年のときに、審議会を開いたときには、-0.38 というのは考慮されたんでしょうか。
武藤会長	これは、答申の後から出ているんです。
近藤委員	大体この0.3というのは考慮されていない。
武藤会長	考慮はしません。
近藤委員	分かりました。
水野委員	今回だって答申が、これから出るんですものね。間に合わないわけだね。
武藤会長	人事院は、8月に出ますが、特別区人事委員会は、もう少し後です。
政策経営部長	東京都が出て、それから特別区が出るような形です。10月の初めの頃です。
武藤会長	では、このところは、21年基準でということによろしいですが、同じく資料1を見ますと、議員さんの方が1位を維持したままで、区長さん、副区長さんは9位とか10位とかに下がって、議長さんも2位に下がるんですね。ところが、副議長さん以下は、ずっとトップになっているというのは、同じように下げていっているのに、順位が下がらないというのは、相対的に23区の中で見ると、千代田区は高い、そのトップを走っていることの意味ですが、それは、誇り高いことなのか、それとも、高過ぎるんじゃないかという批判をあおるような1位ということになるのか、そこら辺のところ、先ほど計算式で、区長さんと同じように、下げたり、上がったってきたのが、区長さんは、相対的にトップではなくなった、トップだったかどうか分かりませんが、10位とか9位とか、目立つところにはないです。議員さんのところがちょっと目立ったので、逆に区民の方が、千代田区は、都心区、本当に真ん中なんだからいいんだと思うかどうかということなんですが、そこはどうでしょうかね。皆さんの感覚として、この1位という数字は、では、2位になればいいとか、議長さんが2位なんだから、議員さんも2位になるのが望ましいとかいうと、比率が大分違ってくるんですが、そこら辺はどうでしょう、区民の皆さんの感覚とか。
山崎委員	どうぞ。
山崎委員	1つ思いますのは、千代田区というのは、非常に物価も土地も高いです。議員さんの平均年齢を見ますと、今、働き盛り、または子育て最中の方もいらっしゃると思いますので、非常に、今の段階でもう厳しいという方は、確かにおられますね。ですから、土地柄を考えますと、1位でもおかしくはないと、私は思っております。
武藤会長	なるほど、ほかにかがででしょうか。私も千代田区に住んでいるわけではないので、そう言われると、なるほどと言わざるを得ませんので、

水野委員	意見としては、説得力がある。
山崎委員	今の感覚で、今、これだけ給料をもらっていても厳しい。
近藤委員	そうですね。やはり、生活レベルは、非常に大変ですね。
藤原委員	家賃がやはり、私も知っている議員さんなんかも、やはりちょっと苦しいということは、やはりおっしゃっていますね。ほかの区も家賃の高いところは、多分いっぱいあるでしょうけれども。
鎌倉委員	私は区内に住んでいますけれども、うちの近傍の家賃は下がっていませんね。それだけ言っただけではまずいかもしいですけども、確かに、平均的に消費者物価は高いと思います。しかし、本来では、いろんなマーケットその他が、千代田区よりは完備しているところはたくさんありますね。都心の生活費が安上がりになるとは思いませんけれども、でも、社会インフラを考えますと、例えば、交通でも、行動する範囲の大きさでも、例えば、世田谷区とか広いところで議員活動をやっている人と比べれば、コストは安くなるのではないかなという感じは、率直に言っています。 その人の仕事をどのように評価するかということは、本当に難しいと思って、この前も申し上げた記憶があるんです。常にトップであり続けるということに、何の意味があるかなと、私もこれを見たときに、率直にそういうふうに思ったんですけども、それを言うと、ジェラシーだと言われそうだから黙っていましたけれども、どうなんでしょうか、実感として、ご経験がおありになるでしょうから。
番委員	生活給的な要素がかなり強いと思います。そういう意味では、ほとんどが議員報酬で食べているんじゃないでしょうか。数年は、ほかに仕事を持っていて、商売とか不動産を持っていてやっている人はいますけれども、圧倒的には議員報酬で生活をしている議員が多いのではないかと思います。 そういう意味で、今、いろいろご意見がありました。土地、住宅が自分のものといいますか、自分が保有している人、あるいはマンションに住んでいる、家賃を払っている議員、様々だと思うんです。そういう意味では、家賃にしても固定資産税にしても、周辺に比べると、やはり高いということが言えると思いますし、生鮮、食料品だって、今、おっしゃったように、ほかの区に比べると、やはりちょっと高いんですね。ただ、そういう意味で、総合的に考えると、1位であっても、特別違和感を持ちません。 あと、千代田区というのは、やはり議員の質がどうのこうのは別にしまして、やはり23区の中ではナンバーワンの自治体だと、私は思うんです。そういう意味では、1位であってもいいのかなと、報酬の面であってもいいのかなと。
武藤会長	それで、千代田区の場合は、住民に対する行政サービスはもとより、東京と国、昼間人口に対するサービスというのも結構やっているんですね。そういう意味では、報酬の点でも、私は1位ということは、場合によっては、今後、2位になるかもしれないですよ、という意見です。 あえて1位にしているわけではないので、それをあえて2位にしなければいけない理由はないと思いますね。流れでこうなって、ここであえて工作して2位にとかいうのは、不必要だと思うので、特に、そこはこだわらなくても、それに、前にいただいた資料を見ますと、それほど突出して1位ということであれば、そこは配慮が必要かということも出てきますけれども、それほどでもなくて、結果的に1位という話だと思いますので、特に要らないと思いますけれども。 そういうご意見が多いですが、どうですか、上村委員。

上村委員	1回目に出させていただいたときに、やはりそれで生活を賄わなければならない割合が、千代田区の区議会議員さんは、多いというお話を聞いて、納得をいたしました。世田谷区であるとか、多摩の方では、ほかに職業を持っていて、議員さんをやっていらっしゃる方の割合が高いと、ちょっと根拠の数字を、そのときにいただいたわけではなかったですけども、千代田区は、区議会議員さんの中で、それを職業にして、生活を賄っていらっしゃる方の割合が多いので、高いというふうに伺いましたので、それは、そういう特質、先ほどあった東京都であるとか、国であるとか、その関係も非常に密で、そういう政治活動というか、議員さん活動でやっていらっしゃる内容を評価してというか、性格から1位であっても、特に、それを下げる必要はないのではないかと思います。
武藤会長	区長さんが決まると、議長さんが決まって、副議長さんが決まるというような、自動的な比率ですときているのですが、ただ、それは、ずっと過去においてもそうだったのかということ調べてみたいと思ったんです。どこかで、区長さんと議長さんの比率とか、それを確認しようかと思ったのですが、いつ頃から、ここの比率というか、現在は、議長さんが、区長さんの3分の2ですかね。
水野委員	50%増しです。
武藤会長	1.5倍ということですね。
水野委員	1.5倍です。その次が1.25倍、それから、次が1.10倍、委員長ですね。その次が0.5と、こうなるわけですね。
武藤会長	ですから、これは、とにかく割合いい数字ですけども、慣例としてやってきてみますとね。
水野委員	仕事の責任や重要度から考えてみて、議員さんの1.5倍が議長さん、議長さんの1.5倍が区長さん、そういうことですね。
武藤会長	区長とは、全然別です。
水野委員	議長さんの1.5倍までいかないか。
武藤会長	現行でいくと、1.3ぐらい。
水野委員	そうですね。
武藤会長	必ずしも1位じゃなくてもいいんですよ、とにかく、我々のときには1位ということではなかったんです。大体、ちょうどいいあんばいのところで収まっていた。なぜが最近、据え置き、据え置きと来たものだから、よその区が財政事情が非常に厳しい、そういうことで、とにかくできるだけ下のランクの方に下げたいということで、答申を出しているようですから、全体のレベルでご覧いただくとすると、下げなければいけないのかなという気もするんですね。
水野委員	説得力が高いご意見は、生活費が高いということですね。そのことがあると思いますので、なかなかそこは反論できないところですから、また、比率の場合も、議員さんと、委員長さんと、議長さんと、その比率も、今、水野委員がご指摘になったように、これまでの経験からいくと、いい仕事の責任とか、重要度というところから見ると、いいあんばいだということですので、これを直すとなると、ちょっと大変かなと思ったんですけども、そういうご意見もございますので、1位になっているけれども、そのことは、1位といたって、断トツの1位ではないということもありますから、一応、議論はしておいて、これまでのどおりの慣例をここで踏襲するというので、そういう意見でまとまり得るのかなと思いますが、いかがですか。
総務課長	ちょっと事務的に申し上げますと、今、ご議論のあった、区長が決まると、大体、それに準じて何パーセントずつ下げていくみたいな形はご

	<p>ございます。</p> <p>前回答申までは、例えば、区長が決まると、区長の概ね 80%とか、それから、議長さんは、今、副区長（助役）と同額とか、そういう基本原則みたいなものがあつたので、議長、副議長、委員長、副委員長、一般の議員というふうな額でいくと、それぞれ委員長は議員の約 110%、副委員長は議員の 105%、そういうようなことですね。</p> <p>概ね区長の 50%が議員だったというような考え方もありました。要するに、一応、区長が決まると、流れとして決まっていくというのがありました。ただ、前回答申で、地域手当を廃止し、地域手当相当分を給料月額に組み入れたので、必ずしもこの原則はあてはまらなくなりました。</p> <p>もう一つは、金額の結果として順位が出ていますが、例えば、都心 3 区、4 区とか、順位はばらばらですので、議長さんとか、区長とか、だから、千代田区の考え方というのは、今、おっしゃった皆さんのご意見というのがあるんですが、それを反映して、各区もそうなっているかという、一概に言えないというところですね。</p> <p>例えば、港区の議長さんは、20 番目という数字も出ていますので、港区だって決して物価が安いところではないけれども、結果としては、そのような形、千代田区は千代田区としての考え方が、今、皆さんがおっしゃったところだろうと思います。</p>
藤原委員	<p>質問があるんですけども、今、おっしゃるような、給与の秩序みたいな、23 区の中のバランスみたいな、そういうものは確かにあって、ある一定の歴史を持ってずっと継続していると思うんです。</p>
総務課長	<p>そういう中で、相互の認知が行われていると思いますけれども、私も、前にこの資料をちょうだいしたときに、例えば、目黒区、名前を出しては悪いかもしいないですけども、ここの給料、あるとき断トツというか、目立って低かったように思ったものですから、一体、これは何があつたんだろうと、今、おっしゃったように、港区でも 20 番目と、そういうのは、どういうことで、そういうでこぼこが生じたのか、つまり、ずっと着実に同じ秩序を保たれてきているというのは、それは大勢順応だろうと思ってしまいますけれども、しかし、ときどきそういうイレギュラーな変化があるというのは、一体何が起きたのか、議会の中あるいは報酬審の中での特別な問題提起があつたのしたことなのかと、ちらっと思っただけですけども、おわかりでしたら、教えていただきたい。</p>
藤原委員	<p>これは、仮にという話になってしまいますけれども、目黒区も区長を決めると、それに連動しているというところは変わらないですけども。</p>
総務課長	<p>そのやり方は変わらない、金額が、私も、いつの資料というのは、今、引き出せないのですが、記憶の中で、それが 1 つ引っかかっていたものですから。</p>
藤原委員	<p>何を基準にするか、例えば、今回、ご議論いただいているような人事委員会勧告を主にするのかとか、名目賃金を入れたりとか、いろいろ区によって。</p>
政策経営部長	<p>その手法ですと、ほかの職種もみんな同じように連動するわけですね。</p>
藤原委員	<p>目黒区なんかは財政状況が厳しかったときがあつて、職員も何パーセントか、人事委員会の勧告に従わないで減らしたということがあるんですね。</p>
政策経営部長	<p>その部分に戻って。</p>
番委員	<p>大分前なんですけれども。もしかしたら議員報酬をほかの区よりは下げて、そのまま、そこを基準に人事院勧告に従ってやってきたというのもあったのかもしれない。</p> <p>特例条例で、かなり下がっていますよ。</p>

政策経営部長	それもありますね。
番委員	だから、条例上では、特に目黒区は下がっているとは言えないですが、特例条例で、かなり下がっています。
武藤会長	目黒区は 23 番目ですね。
政策経営部長	大分前に、職員も合わせて下げたという部分があったので。
武藤会長	確かに目黒区長は、23 番目ですし、一番低いというのは、資料からは明らかですが、金額にしますと、月額 96 万 4,800 円というので、千代田区長 122 万 9,000 円と比べると、二十何万円低いということになります。
藤原委員	それは、ずっとそのまま持続させていくわけですね。
武藤会長	そうでしょうね、一度財政危機に見舞われて、がくんと落としたときに、よっぽどよくなないと、引き上げずに、その基準で少しずつ、なかなか上げるというのは、よっぽど何かいいことがないと上げづらいですね、今の状況ですとね。
藤原委員	あと、90 万円台というのは、豊島区があって、22 番目になっていますが、私の問題意識は、区長さんの約半分が議員さんで、その議員さんの 1.5 倍、1.6 倍ですかね、議長さんとか、このことについて、千代田区としては、これまで、そういう慣例を引き継いできて、これが踏襲されている。それは、議員さんの目から見ると、なかなかいい具合に、仕事と役職とか、そういう内容にに応じている、いい比率だということでしたが、1 位にずっとなくなってしまうので、この 1 位ということ自体が高過ぎるのではないかという批判になるのか、それとも物価が高いから 1 位でいいんだというご意見が出てきたときに、別に 1 位は悪いことはありませんから、物価が高いからだという理由が付けば、非常に説得が高くなるということで、私もなるほどと思ったわけです。
武藤会長	ただ、今の資料を見ますと、例えば、渋谷区とか豊島区とか、比較的物価が高い住宅費も高いところでも、やはり 22 番とか 20 番とか低い順位ですね、別にこだわるわけではないですけれども、余りそういうことにする、高止まりする懸念も考えられますということですよ。
藤原委員	そういうご意見もあったということで、あえてそこで引き下げろということまではいかないと。
武藤会長	はい、懸念があるということですよ。
上村委員	では、そのほか、いかがでしょうか。
武藤会長	どうぞ。
上村委員	今の議論をちょっと確認させていただきたいんですけども、基本的に報酬を決めるときも、第一原則は、人事委員会勧告を入れるというのが原則で、それが、今まで慣例として区長とか、議員さんの比率を規定してきたと。
武藤会長	いや、それは、そうではありません。特別区人事委員会とか、国の人事院勧告というのは、職員給与の場合ですので、特別職の報酬は、政治的な問題ですから、それぞれが考えればよろしいということですが、ただし、世の中、これほど、ある程度成熟してきていますから、職員の、民間を一万何千社調べて、民間はこういうふうには給料が動いていますと、それを受けて、特別職も考えればいいのではないかというのが、これまできた考え方で、その半分だとか、1.5 倍だとかということは、人事院勧告とは無関係というふうには言えます。
上村委員	最初の段階でそのように決められていたと。
武藤会長	それは、ほかの資料で見ますと、例えば、特別職報酬等の推移を見ますと、昭和 22 年は、4,500 円で、助役さんが 3,000 円とか、議員さんも出てくる、昭和 39 年だと、区長さんが 18 万円で、議員さんは 8 万円、

	<p>だから、半分以下ですね、9万円ですからね。そういう時代もあって、昭和50年くらいで見ても、区長さんが59万7,200円、議員さんが29万8,700円ということで、ここで約半分になりますかね、60万円の30万ですから、その細かな金額の変動はありますけれども、千代田区の議会として、といいますか、報酬等審議会の考え方としては、こういうことを、それほど不合理ではないというのか、合理的とっていいのか、特に、異議を差し挟まなくてもいいのではないかと、こういう答申だったと思います。</p>
上村委員	<p>別に変えようという話ではないですけれども、基本的には、特別区人事委員会勧告などを配慮して、変えていくというのが、現状。</p>
武藤会長	<p>これまでは、そうですね。</p>
上村委員	<p>比率の方が原則ではなくて。</p>
武藤会長	<p>比率の方は、それぞれの議会で、ただ、23区は常に23区同士で比較しながら動いていますから、だんだんと同じ方向に、少しずつ微調整をされて、ちょっと低過ぎるところは、もうちょっと高くしたらというのか、あるいは逆に高過ぎるところは低くしたらということで、少しずつ、高いところはちょっとずつ下げる、低いところはちょっとずつ上げていくと、23区は同じようなことになっていっているのかなと思います。</p>
上村委員	<p>分かりました。</p>
政策経営部長	<p>最初、スタート時は、全く皆さん、23区は同じだったと思うんです。けれども、それぞれ各区でこういう審議会で議論していく中で、多少でこぼが出てきたりとか、特に他区も参考にしながら、この会でもそうですけれども、他区の報酬を参考にしながら、各区で、それぞれ独自で決めていくというようなやり方なので、ある意味では、横並び的なところはあるんですけれども、それなりに各区の考え方で決めていたということだと思います。</p>
武藤会長	<p>そうですね、昭和22年の段階は、いつでしたか、都の内部団体のような位置づけにありましたね。そうすると、区長さんのお給料は全部一律だったんですね。</p>
政策経営部長	<p>そうです。いつから変わったか分からないですけれども、多分、最初は23区全部、区長、助役、議長、みんな同じだったと思うんです。それが、独立をそれぞれしてきて、その中で決めていくということになったので、最初のスタートは同じでも、考え方によって、それで、決めるときにも、当然、ほかの区の状況を見ながら決めていきますので、そんなに差はないとは思いますが、それなりの、各区審議会の中でご議論いただいたと思います。</p>
藤原委員	<p>そうすると、区長と議員の比率というのは、前の時代から、やはり住民代表だから敬意を表すべきだというような理念が根底にあったんですか。どうなんでしょう。</p>
武藤会長	<p>これまでの答申を、私は見ているわけではないので、そういう考え方も、やはりあったのではないかなと。</p>
藤原委員	<p>住民代表を大事にするということ、考え方としては、私もよく分かりますけれども。</p>
武藤会長	<p>さて、いかがでしょうか。ほかに議論になるようなことがお気づきであれば、ご議論いただければと思います。</p>
総務課長	<p>どうぞ。</p>
武藤会長	<p>一応、ご議論は途中ですけれども、このたたき台の方を説明させていただいて、今までいただいたご議論も含まれている部分も若干ありますので、いかがでしょうか。</p>
武藤会長	<p>そうですね、本日の資料ですね、では、こちらの説明をお願いいたします。</p>

それでは、答申たたき台というのをご覧いただき、説明をさせていただきます。

これは、あくまでも参考にといいことのでつくったものでございます。流れとしましては「はじめに」というところで、本年5月に区長から諮問を受けたと。それに基づいて、これまで数回にわたり精力的に会議を開いて、以下のとおり、決まりましたということで、2番目に審議結果として、報酬等については、過去の人事委員会の勧告率を加算して、現行の報酬額に乗じたものとする、それで、その金額が出てきます。

2ページでございます。報酬等の改定理由についての基本原則ですが、ここでは、区長、副区長の給料及び区議会議員の報酬は、その職責によって支払われるもので、労働の対価ではない。

2番目、社会経済状況を踏まえて、区民感覚で検討する。

3番目、新たな地域ニーズや対応すべき課題も増えているということも検討に入れる。

4番目、民間事業所や国、他の自治体の給与額を参考に報酬等の適否を検討する。

5場目、職務と責任の原則、均衡の原則、情勢適応の原則を基本に判断する。

(2)として、検討過程の意見、これは、今、まさに開催中ではありますが、前回、かなりまとまった意見が出ていたので、そこをちょっとピックアップしてみました。

それは、千代田区の議員報酬、月額が、今、話題となっている23区で一番高いということは、生活給として家賃や地価などを考慮した経過があったものとする。

2番目、議員数の話もちょうと出ていまして、人口や面積によって異なる、千代田区という大都市にふさわしい必要数を確保する必要がある。ここでは、適正議員数や報酬額を算出することは、本審議会としては難しい、特に議員数、数のところは、ここでどうこういう話ではないのではないかと。

それから、議員活動は、議会への出席日数や事前準備などの公的なものと、選挙活動など、直ちに公的とは言えない部分があることも考慮すべきだと。

4番目、前回の答申から3年が経過し、東日本大震災という未曾有の被害があったと、それに伴って景気や人事院の勧告にも影響が出ているということ、このみを意識した報酬の引き下げにつながらないようにしなければいけない。

そういったことを受けて、報酬額の適否、検討に要した数値、これは、これから述べます数字を実際に入れてコメントをつくっていかなければいけないんですが、1番目としては人事院、これは、今のお話の人事院ですね、それから、東京都・特別区の給与勧告、それから、区部の消費者物価指数、それから、他区の特別職報酬等審議会の状況、それから、これを入れるかどうかなんですけれども、政府の月例経済報告、これが直近で出されたところなんです、こういったことを勘案していくかどうか。

今後の課題としまして、3ページでございます。審議の過程で出された意見、これは、括弧ですので、こういう言葉は入れませんが、一応、こういう中身です。

1番目としては、議員の報酬が23区と比較すると、かなり上位、1位ですけれども、期末手当の支給月数の引き下げなどを主体的に検討してもらうことを期待すると。審議会ではできないので、議会の方では是非やってほしいという思いですね。

それから、2番目、成熟社会であっても、社会・経済情勢の変化を考

<p>武藤会長</p>	<p>えると、報酬等審議会の開催年次が現行の3年で一度でいいのかどうかということも検討すべきだと。</p> <p>そこと重複するのですが、3番目、区長としてどうするかという判断の部分なんです、これが、3年に一度の審議会を、必要に応じて増やすなどの検討を行う必要があるのではないかと。</p> <p>それから、4番目、諸外国では、議員をボランティアとしている。無報酬で地域にかかわっているところがある。日本では、一定の報酬と、その調査費を出して、誰もが議員になれる状況を整えているけれども、将来的には、欧米型の議員の在り方も視野に入れる必要があるのではないかと。</p> <p>ざっと、言葉遣いは別としまして、このような内容を答申の中に入れていくことではいかがでしょうかというような中身でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>たたき台の説明をいただきましたが、まずは、ここで、きょうの議論で決着がついたのは、過去3年間を検討しようということですので、6年間のところは削除していただいていると思います。</p> <p>千代田区は物価が高いという23区の比較の中で出てきましたが、千代田区の物価指数、23区の平均の物価指数の変動とか、そういうのはあります。</p>
<p>総務課長</p>	<p>ないですね。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>どこも調査をしていない。</p>
<p>総務課長</p>	<p>一般的に言われているところですね。</p>
<p>鎌倉委員</p>	<p>これは、千代田区で生活している人の実感です。実感として、やはり消費者物価はちょっと高いんじゃないかなと。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>私の実感としては、そんなことを言うと、叱られるかもしれないですけども、生協に入っていて、生協で買っていますと、東京都一律の料金なんです。ですから、全然高いという実感がありません。お米から水から何から全部。だから、たまに近所の八百屋さんに行くと、あれっと思うことがありますね。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>山崎委員も千代田区で生活されているわけですね。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>今までのご意見と比べてどうですか。先ほどは、議員さんにとってということだったんですが、ご自分で生活してみて。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>やはり、非常に食料品に関しては、千代田区内ですべて買っていたら、本当に大変でして、生活が苦しくなってきますね。ですから、やはり、生協もちょっと入ったりとか、ほかの区へ行って買ってきたりとか、そういう工面をしているんですけども、どうしても動かせないものとかがございますね。固定資産税とか、先ほどもちょっとご意見がございましたけれども、ガソリン代とか駐車場代とか、そういうものは動かせないので、動かせるところで工面しているところですので、やはり生活の実態としては厳しいかなと。</p> <p>これで、子育てが加わって、塾通いさせたりとかしていますと、もっともっと大変でありまして、食べ盛りの子どもを抱えていると、男の子なんか、とても食料品を買うのに、非常に大変だということは友達からは聞いております。</p>
<p>鎌倉委員</p>	<p>ちなみに、千代田区の中の地域によって違うでしょうけれども、神保町界限、肉屋さんがありましたけれども、卸屋さんはあるんですけども、一般の肉屋さんはないんじゃないかな。魚屋さんは1件もないです。八百屋さんが数件ある程度ですね。</p> <p>それで、スーパーが1件だけあるんですけども、ほかの区に比べれ</p>

	ば高いというふうに言われております。
山崎委員	種類はないしね。
水野委員	スーパーなんか少ないでしょうね。
鎌倉委員	これは、地域によって違うでしょうけれどもね。麴町とか、あちこちと比べれば違うでしょうけれども、そういう実情がございます。
武藤会長	コンビニなんかは、チェーン店ごとで、大体。
水野委員	コンビニは、割合できているんですよ。スーパーは、私らの方の九段でいうと、1つ大きいのができたんです。そのスーパーがあるので、非常に大助かりしているようです。ですから、こういうのが、できてくれると割合いいんですね。だから、麴町通りなんかは割合できているんでしょう。九段も1つできたし、あと、富士見町が結構いいのがある。神田の方がどうなのかな、ちょっと私も、神保町周辺はね。
鎌倉委員	1件だけ、良し悪しなんですよ、消費者から見れば、スーパーができるというのはありがたいわけなんですよ、安くてね。ところが、片方では、一般の従来のお店屋さんがやっていけなくなってしまう。
水野委員	そうだね。そうなんちゃうんだね。競争できないものね。
武藤会長	そうですね。商店街というのがあって、ワンセットですね、肉屋さん、魚屋さん、八百屋さん、そろっていけば、そこに買いに行けばいいんですが、野菜だけ売っていてもだめですので、スーパーに買いに行かざるを得ないですね。
水野委員	専門店でないで、立ち行かないでしょうしね。法政大学でさえ、スーパーが入っている。
武藤会長	コンビニですね。
水野委員	小売店は、確かに苦しいでしょう。
鎌倉委員	例えば、八百屋さんなんかは、一般の食堂、レストラン、大きな大学の食堂とか、保育園とか小学校、そういうところの配達で何とかもっていると、例えば、レストランなんかがつぶれてしまったら大変なんですよ、売掛金がもらえない。雑談で申し訳ないです。
武藤会長	では、この答申のたたき台を、また、見ていただいて、ここに追加すべきこととか、あるいは意味が、このところがよく分からないけれども、説明が必要だというようなこと等、お気づきの点がございましたら、事務局に意見を出していただくということにして、どうぞ。
番委員	ちょっと気になったんですけれども、2ページの(2)検討過程の意見の中の④ですか、東日本大震災という未曾有の被害から景気動向や人事院の給与勧告等にも影響が出ていると、人事院の給与勧告が、東日本大震災の影響を受けているんだというのは、事実としては、いいのかなと、どこに出るのが、ちょっと教えてください。
総務課長	月例額のところですが、①のポツの2つ目。
番委員	この給与勧告の骨子ですか。
総務課長	給与勧告の骨子のところの、一番上に月例給、ボーナスともに改定なしというところの①のポツの2つ目のところに後段に、未曾有の国難、これが大震災ですね。これに対応するため、平成24年から2年間、特例措置で、国家公務員の給料を引き下げているんですね。平均7.8%。
番委員	でも、これは逆にいうと、人事院と結構せめぎ合いで、だから、ここでいうと、ちょっとおかしいですよ、これは、人事院勧告を無視した形で政府がやったわけだから、それだと、こういう書き方は、勘案したと、結局、これがそうってしまったから、その後に出た人事院は、そうい

総務課長	うような言い方をしているだけで、ちょっとこの書きぶりを少しご検討 いただいた方が。
番委員	そっちに流れていってしまわないように注意を払うと。
総務課長	それは、分かるけれども、これは、かなり人事院勧告とは。
番委員	人事院を無視したと。
鎌倉委員	無視したということで、大騒ぎになった話なので、そこら辺は余りス トレートには。
武藤会長	それから、最後のページの今後の課題、これは、載せると言いました か、載せないと言いましたか。
総務課長	これは、載せます。審議の過程で出された意見というのは、これは載 せないと、そういうことですね。
鎌倉委員	そうです。ここは説明文ですね、括弧内の言葉は載せないと、題名と して、今後の課題というのは載せていいのではないかと。
総務課長	この4項目を。
鎌倉委員	これでいいかどうかは、ご議論をいただいて。
総務課長	この4項目、最後、これはちょっと刺激的過ぎて、意見として出され たのはいいけれども。
鎌倉委員	今、ご意見をいただいて、カットするならば、それでもいいです。
武藤会長	これは、千代田区だけではなくて、全国レベルの話だし、かなり長期 のスパンで考えなければいけないことでしょうから、今回のここの答申 で載せるのはちょっと。私が話したことですけれどもね。
山崎委員	どうぞ。
総務課長	私は、ちょっと分からないですけれども、2ページ目の(3)番の④ ですが、政府の月例経済報告と書いてありますが、こちらは、この審議 会での報酬額の検討の中で、参考の資料としたかというか、問題にした かどうかというのは、私にはちょっとよく分からないですが。
山崎委員	これは、私の方で答えるとすれば、それは、議論していないので、こ こを改めて議論するような形であるならば入れておきますが、実際にし ていないのだから要らないというのもありと。
総務課長	実際にはしていないかなと思ったので、どうなんでしょうか。
山崎委員	経済状況全体を見るときに、どうなのかという大きな方向性みたいな もの、こういうところも入れておいた方がいいよというのであれば入れ るし、これについて議論をしているわけではないので、削る判断もあろ うかと。
総務課長	例えば、これも参考にしてもいいのではないかという考え方もいい わけですかね、例えば、この欄にするのではなくて。
山崎委員	それもいいですね。いろいろな資料がある中で、こういったことを見 ていく必要があるかと。
武藤会長	ここでは、余り議論した覚えがないなと思いましたので。
鎌倉委員	そうですね、ここは外してもいいかもしれませんね。 あとは、人事院勧告や特別区人事委員会の勧告は、そもそもこういう ことも考慮した上で出てきているんですから、それを更に、ここで消費 者物価指数がどうだというのを加えていくと、既に考慮されたことを二 重に考慮することにもなってしまうのかどうかという問題ですね。 どうぞ。 あとは、文章化してみないと分からないね。

武藤会長	どうぞ。
水野委員	とにかく区の人事委員会の勧告、いつも間に合わないけれども、何月に出る予定ですか。
総務課長	10月に出ます。
水野委員	これが出ると、はっきりするんですね。
武藤会長	そうですね。そうすると、そういう時期をずらすかどうかというのが課題の1つですかね。答申を出すのに、特別区の人事委員会の勧告を見ないと、また、ここで出した答申から、大きく下がるとか、上がるとかというときに、3年後になってしまいますので、時期的には、間に合いますか、10月に出て、例えば11月に答申を出した場合に、条例改正になりますね。
政策経営部長	ぎりぎり間に合うかな、第4回定例会に条例改正ですね。
総務課長	第4回定例会でも、第1回定例会でも施行日をいつにするかです。
武藤会長	今年のそれをずらしていくというのが可能だということですか。
総務課長	可能だと思います。
武藤会長	そうしたら、しばらく休みにはなるけれども、この答申の案文をつかっていく過程を少し延ばして、その勧告が出たところで、大きく変更があれば、先ほどの3年分の部分を4年分というふうに変えて、プラスマイナスに加えていけば、3年後に検討する必要はなくなるということですね。
水野委員	それはなくなるね、積み残しはなくなるんですよ。どっちみち第4回定例会で出すんだから、余り詰まってしまうてもしょうがないし。
総務課長	うち方として、ちょっと今、10月とはいいつつ、いつ出るかわからないので、その直後に、最終の報酬審を開いていただいて、そこで決めてしまうと、そのまま区長に答申というような形をとって、すごい速さで条例案をつくるという話でいけば、第4回定例会、11月議会ですが、そこに間に合うようにすると。
武藤会長	では、そうした方が合理的ですね。
政策経営部長	職員給与も、何とか第4回定例会でいつもやるんですけれども、ぎりぎりですが、いつものとおりにやっていますので、もし、すぐに対応すれば、何とかできると思います。
武藤会長	では、次の会議というか、最終的なところは、答申が出たところで開いて、数字を固めると。
水野委員	数字だけ入れると。
武藤会長	数字だけ入れ替えるようにすると。
水野委員	そうですね。ですから、もう骨子をつくっておくと。それで、それを記入すればいいわけですね。いいですね。
武藤会長	そうすると、これまで懸案だった18年のところの積み残しなくして、今後動いていくと。
	そうすると、毎年開くようにするかどうかというのも課題の中には入っていますので、今後、そのことを考える。
	では、そのほか、何かございますか。
	どうぞ。
水野委員	行政委員については、一切触れなくていいですか。
武藤会長	行政委員会ですか。

水野委員	はい。
武藤会長	行政委員会委員については、もう既に報告があつて、行政委員会の報酬だけをほかにやっております。それについて、どうぞ。
総務課長	行政委員の報酬については、行政委員会委員の報酬のあり方に関する検討委員会で結論が出ていまして、それを今、区長が最終的に判断した中身を第1回定例会で、条例改正の提案をしています。慎重審議ということで、それが第2回定例会に送られています。1回目では、議論を尽くせず、第2回定例会で。
水野委員	駄目なんでしょう。
総務課長	今、継続審議ですので、ここでそれとの整合性とかは、なかなか難しいのかなと思うんですけども、それは、それでやっているのです。
水野委員	区長が任命するのと、議会がするのとあるから、なかなかややこしいんだよ。
総務課長	行政委員はね。
水野委員	そう思う。
武藤会長	実は、私、それに関わっていたんですよ。
水野委員	なかなか難しいでしょうね。
総務課長	難しいですね。
水野委員	ですから、いつか裁判やっていたところもあったね。
総務課長	はい、大津ですか。
水野委員	あれの結論は。
総務課長	出ました。
鎌倉委員	行政委員は、こことは別だね。
武藤会長	職務等を、内容を把握しながら議論していったものですから、ちょっとそれをやると、それだけで結構時間がかかりましたので、この委員会で新たにそれに踏み込むとなると、ちょっと大変なことになるので、選挙で選ばれる皆さん、区長さん、議員さんと、それから、任命される専門職としては違いますから、ここで議論するのではなくて、これまで、もう既に判断したものを尊重していただければと思うんですけども。
鎌倉委員	そういうことでしょうか。
水野委員	はい。
武藤会長	そうすると、前回のところで出てきたのは、議員さんの報酬に関して、先ほどのたたき台の中にも出てきますけれども、(1)の課題の1の期末手当の支給の引下げのことについては、ここでは触れないわけですので、具体的には、どこが決めているんですか、期末手当。
総務課長	議会独自で。
武藤会長	そうしたら、議会の方で、それはご検討いただくということですので、ここでは口出しはしないということになると思うのですが、ただ、口出しはしないんですが、トータルな意味での議員報酬というか、議員さんの実費支給のような政務調査費も含めて、トータルに考えるとこころはないわけですので、そこを踏まえて議会としてお考えいただけたらというのは、一番の課題ということですね。
総務課長	そこは書きぶりを。

武藤会長	それから、課題の4は、意見として、どこかほかに書くということで、課題として挙げると、ちょっと次の審議会が重たくなり過ぎるのではないかというご意見ですね。そういう意見があったと。
鎌倉委員	記録で残すことではいいでしょうけれども、課題としてはちょっとね。
武藤会長	検討過程の中の意見の中に1つ入れるということでしょうかね。
水野委員	ほかに、何かお気づきの点はございますか。
武藤会長	特にはないです。
武藤会長	<p>それでは、本日の審議は、これで終了ということによろしいですか。</p> <p>ただ、先ほど東京都人事委員会と特別区人事委員会の答申を見て、最終的に結論を出すということになりましたので、今後の日程について、再検討しなければいけないかなと思います。その点について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
総務課長	<p>では、当初の予定ですと、9月中にということでしたけれども、10月にずれ込む。ただ、議論もかなり煮詰まっておりますので、次回、9月に1回開かせていただいて、このたたき台の、水野委員もおっしゃっていただいた、数字だけは除いておいて、勧告の後で、数字が入られるような形としてご確認をいただく時期として、9月のどこかでやりたいとは思っております。</p>
武藤会長	<p>答申が出る前に一度やって、その答申案をある程度固めておこうということですね。それで、勧告が出た段階で、その数字を入れるだけという、最後、確認をすれば、最後は、ほとんど形式的にとりまとめだけになるわけですね。</p>
総務課長	<p>決算特別委員会とか、なかなか時間が難しいので、前段の部分は9月10日の週くらいに、ちょっと時間がなくて恐縮ですが、お願いをしたい。</p> <p>(日程調整)</p>
武藤会長	<p>次回は、9月12日午前10時からということ。</p>
総務課長	<p>それで、たたき台の締切りも同じく、先ほどの会議記録の修正と同じで、7日までをお願いできたらと思います。</p>
武藤会長	<p>それでは、次回の日程も決まりましたので、これで確定をしたいと思っております。開催通知につきましては、後日、事務局から通知をいたします。</p> <p>それでは、本日は、これで終了いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
<p>— 了 —</p>	